農業用軽油免税証

R9 交付申請受付

1/13(水)	午前　南那須　地区/午後　烏山　地区
1/14(木)	午前　南那須　地区/午後　烏山　地区
1/15(金) ※1/15は午前中のみ受付	午前　南那須　地区　、　烏山　地区



■ 受付時間

9：00～11：30 / 13：00～16：00

（※1/15は9:00～11:30のみ受付）

■ 場所

那須烏山市役所　南那須庁舎2階　大会議室



※　階段が困難な方は、農政課　農地調整グループへ相談ください。

■ 対象者・申請に必要なもの

裏面のとおり ▶▶

■対象者

◇農業を営み、農業用機械に軽油を使用する人
◇機械に使う作業のすべての委託を受けて農作業を行い、農業用機械に軽油を使用する人

※次の人には交付できませんので、ご注意ください。

- 免税軽油使用者が税の滞納処分（差押等）を受け、その滞納処分の日から2年を経過していない人
- 「免税軽油の引き取り等に係る報告書」の提出がない人



■申請に必要なもの

区　分	申　請　書　類　等
新　規	・耕作証明書（農業委員会で交付するもの） ・手数料420円 ・使用する機械のメーカー名、型式、馬力等のわかるカタログ等 （トラクターおよびコンバインは不要）
継　続	・免税軽油使用者証 ・免税軽油の引取り等に係る報告書および添付書類（納品書等） ・変更のある機械のメーカー名、型式、馬力等のわかるカタログ等 （トラクターおよびコンバインは不要）
更　新	免税軽油使用者証の有効期間の始期が2024年中の場合 ・手数料420円 ・その他必要書類は、上記「継続」申請と同じ

機械を使う作業のすべての委託を受けて農作業を行う場合は、上記のほかに次のものが必要になります。
・耕作（農作業受委託）証明書（農業委員会で交付するもの）
・農作業受委託に関する契約書の写し

※追加を希望する場合は、耕作証明書等を事前に準備してください



※手数料420円は、つり銭のないように準備してください。
※酪農畜産経営者は作業計画書（作業ごとの作付面積、軽油の使用状況等）を添付してください。
※体調が優れない場合は、当日の申請をお控えください（2月15日（月）以降、矢板県税事務所で申請できます）。

♦免税証の有効期限

現行法の特例措置は、令和9年3月31日で終了するため、交付時にお渡しする免税証の有効期限は「令和9年3月31日」までとなります。免税制度が廃止された場合は、4月1日以降免税証を使用することはできません。

免税制度が延長された場合は、令和9年12月31日まで使用することができます。

【問合せ】
矢板県税事務所　課税課　☎ 0287−43−2173
農政課　農地調整グループ　☎ 0287−88−7117